

「直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置について(案)」に対する意見(案)
(11月8日版)

全国知事会

直轄道路・河川の権限移譲については、第1次安倍内閣で設置された地方分権改革推進委員会の勧告に基づき、平成20年度から国土交通省と各都道府県等の間で個別協議を実施しましたが、具体的な進捗をみなかったところです。

このため、全国知事会としては、平成23年11月に「直轄道路・直轄河川の移管に係る財源フレーム案」を提示した上で、政府に財源フレーム案の提示を求めてきたところですが、今般、内閣府から、「直轄道路国道・河川の権限移譲に伴う財源措置について(案)」(以下、内閣府案という。)が提示されました。

内閣府案の提示は、地方分権改革を着実に進める政府の姿勢を示すものとして歓迎するものであり、速やかな移譲を進めるため、個別協議の再開に向けて、以下の点について意見を提出しますので、よろしくご検討いただきますようお願いいたします。

「1. 基本的な考え方」について

- ・個別の道路・河川の状況や地域の事情等もあることから、一律移譲ではなく、個別協議が整ったところから、順次移譲すること。
- ・移譲については速やかに行われるべきであるが、バイパスが未整備中・整備予定の道路や整備水準が低く国において整備中の河川等について、国において一定の整備を進めてから移譲することも含め、個別の道路・河川の状況に応じた移譲時期を検討すること。
- ※ 当面は補助国道(補助一級河川)として移管を受けるが、将来的には自治事務として整理。
- ※ 複数の都道府県にまたがるものについて、関西広域連合など、広域での移譲を進めるため、受入体制の枠組みづくりを進めること。

「4. 財源措置」について

- ・財源措置は、個別協議の前提となるものであることから、法律に基づいて確実に講じられるべきであり、このために必要な法案を次期通常国会に提出すること。

○建設費

- ・建設費の対象となる事業に関し、移管までに、道路・河川毎に係る整備計画を都道府県と協議して策定し、計画に記載された事業について建設費を確実に措置すること。

・建設費に含まれるべき大規模改修が維持管理費に振り分けられないことがないよう、大規模改修の定義を明確にすること。旧耐震基準で建設され老朽化した橋梁・トンネル等を現行の技術基準に適合させるために必要な改修、歩道敷設や交差点改良など新たな機能を追加するための整備費等のうち、多大な費用を要するものについては建設費に含まれるべきであり、維持管理費に振り分けられないようにすること。

○維持管理費

・個別の箇所に係る所要額の積み上げは、従前と同様の管理水準を確保することを前提に行うこと。
・今後、国は、個別協議を経て移譲の対象となる直轄国道・河川の維持管理費が国で不要になり、移譲を受ける都道府県で新たに必要となることを踏まえ、国と地方の財政中立を確保する観点から、適切な財源措置を講ずるとともに、地方に移譲された道路・河川の維持管理に支障が生じることのないよう、各年度の地方財政対策において維持管理に要する費用について適切な財源措置を講ずること。

○バイパス供用後の現道

・バイパス供用後の現道として移譲される道路の範囲が必ずしも明確でないことがあるため、その範囲の判断についてはこれまでの個別協議において「移管する方向で今後更に調整を進めていくもの」又は「移管の可能性について引き続き協議するもの」とされている道路のうち、バイパスの現道と整理されている道路の中には、1桁国道をはじめ全国的な幹線道路網を構成していると考えられるものも含まれている。こうした道路については、移譲に当たって改めてその位置づけについても、都道府県と個々に協議すること。

○適用

・内閣府案「4. 財源措置」⑤について、文意を明確にするため、「上記①から④の財源措置については、平成27年度から一定期間が経過した年度までの間に移譲された一般国道及び一級河川について適用する」とすること。また、「一定期間」については、十分な期間を確保すること。

「5. その他」

・移譲に当たっては、財源とともに、人材・資機材の適切な移譲が前提であることから、必要な事務量・必要人員・技術を明らかにした上で、都道府県の意向を踏まえ人材・資機材を移譲調整・協議すること。